

○木曾寮職員の勤務時間等に関する規則

〔平成 15 年 3 月 5 日〕
規則第 3 号

改正	平成 17 年 4 月 1 日	規則第 13 号	平成 22 年 10 月 1 日	規則第 11 号
	平成 17 年 12 月 28 日	規則第 27 号	平成 24 年 8 月 31 日	規則第 6 号
	平成 18 年 1 月 31 日	規則第 2 号	平成 28 年 3 月 1 日	規則第 7 号
	平成 18 年 4 月 28 日	規則第 13 号		
	平成 18 年 9 月 11 日	規則第 18 号		
	平成 20 年 10 月 21 日	規則第 7 号		
	平成 21 年 12 月 10 日	規則第 18 号		

(目的)

第 1 条 この規則は、木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 12 年条例第 16 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、木曾寮に勤務する交代制職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休暇等について必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第 2 条 職員の勤務時間は、条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、毎月 1 日を基準日とする 1 箇月単位の変形労働時間制によるものとし、1 日の勤務時間は原則として 7 時間 45 分とし、1 週間の勤務時間は、1 箇月を平均して 38 時間 45 分とする。

(勤務時間等の割振り)

第 3 条 職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表に定めるとおりとする。

2 職員の休日は、1 週間に 1 回以上とし 1 箇月に 8 日以上とする。

3 所長は、7 時間 45 分を超えて勤務させる場合は条例第 3 条第 1 項の規定により、所定の休憩時間を勤務時間内に与えるものとする。

(週休日及び休日)

第 4 条 所長は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）及び条例第 6 条第 1 項に規定する休日を条例第 2 条第 5 項の規定に準じて当該年度内に振り替えるものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 給食及び養護の業務に従事する木曾寮職員の勤務時間等に関する規則（平成 11 年規則第 12 号）は廃止する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 1 月 31 日規則第 2 号）
この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 28 日規則第 13 号）
この規則は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 11 日規則第 18 号）
この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 21 日規則第 7 号）
この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 10 日規則第 18 号）
この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 1 日規則第 11 号）
この規則は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 31 日規則第 5 号）
この規則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日規則第 7 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表

職員の範囲	勤務形態	勤務時間	休憩時間
事務職員	昼間勤務	8時30分～17時15分	12時00分～13時00分
生活相談員			
看護師			
居宅支援員			
訪問介護員			
支援員	早出勤務	7時00分～15時45分	11時00分～12時00分
	昼間勤務	9時30分～18時15分	13時00分～14時00分
	遅出勤務	9時45分～18時30分	
	夜間勤務 1	16時30分～翌日9時30分	19時00分～19時30分
			23時30分～翌日0時30分 又は 1時30分～2時30分
	夜間勤務 2	16時45分～翌日9時45分	19時30分～20時00分
0時30分～1時30分 又は 2時30分～3時30分			